

五霞町地域特産品開発支援事業

町の魅力創出や産業振興を目的に、町内の地域資源等を活かした特産品を開発する方に対し、補助金を交付します！

概要
町では、農商工活性化として「新たなまちの価値につながる創業支援」を掲げています。そこで、新たに地域特産品を開発する者に対し補助金を交付することで、地域特産品の開発の促進を図ります。
その後、完成した地域特産品を用いて、本町の魅力発信や地域経済活動の促進、さらには、ふるさと納税返礼品としての活用を目指しています。

対象事業
(1) 新たな地域特産品を開発する事業
(2) 既存の地域特産品を改良する事業
(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が認める事業

対象経費
(1) 地域特産品の開発及び改良に必要な原材料費を購入する経費
(2) 地域特産品の開発及び改良に必要な機械器具の賃借に係る経費
(3) 地域特産品のパッケージ、ラベルのデザイン制作に要する経費
(4) 地域特産品を製造するために必要な機械器具の購入に係る経費
(5) 上記のほか、町長が必要と認める経費

補助金額
補助対象経費の3分の2以内とし、その額は50万円を限度とします。
※予算の範囲内で交付します。

お問い合わせ 産業課 商工観光係 ☎(84)2582 詳しくは町公式ホームページをご確認ください



物価高騰の影響を受けた町内事業者を支援します！

五霞町中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策交付金！
申請忘れにご注意ください！

給付額 一律 40,000円 ※予算の範囲内で交付します。

給付対象者
令和8年1月1日時点で五霞に本店を有している中小企業者等、または町内に主たる事業所を有している個人事業主
※中小企業等とは、中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者で、主たる事業が農業・林業・漁業は含まれません。
令和7年4月から令和8年3月までの連続する3か月において電気/ガス/ガソリン/軽油/重油/灯油の合計額が10万円以上

受付期間 8/31(月)まで
※期限(8/31(月))までに申請が無い場合は、支給を辞退されたものとさせていただきますので、ご理解ください。

申請方法
※(1),(2) どちらかの方法で申請
(1) オンライン下記二次元コードから申請をおこなってください。
(2) 郵送

お問い合わせ 産業課 商工観光係 ☎(84)2582 詳しくは町公式ホームページをご確認ください

